商品概要説明書

ＪＡマイカーローン（ニコス）（残価設定型）

（2024 年４月１日現在）

商品名	ＪＡマイカーローン（ニコス）（残価設定型） ※残価設定型とは、数年後の残価をあらかじめ設定し、その残価を支払最終回まで据え置く融資形態をいいます。
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の６か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 ※本商品は店頭での受付のみとなります。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる自動車（新車）購入および購入に付帯する諸費用とします。 ○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200 万円を上限とし、満 20 歳以上の新卒内定者の場合については、300 万円を上限とします。
借入期間	○据置期間を含め３年（36 か月）または５年（60 か月）とし、残価額は期間３年を選択した場合、自動車購入費用（付帯する諸費用含む）の 50%、期間５年を選択した場合、自動車購入費用（付帯する諸費用含む）の 40%とします。 ※残価額は、借入期間終了時の自動車の売却金額を保証するものではございません。 ○なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

<table>
<tr><td></td><td>お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。
○お借入利率には、年 0.79％または 1.35％の保証料を含みます。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額から残価を除いた額の 50％以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年０．３０％</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年０．４０％</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．５５％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。
ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年０．６０％</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご融資の際、３，３００円の新規事務取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または業務部（電話：０４２－５５９－５１１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>名　称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr>
<tr><td>東京弁護士会
紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、
年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00
13:00～15:00</td></tr>
<tr><td>第一東京弁護士会
仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、
年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00
13:00～16:00</td></tr>
<tr><td>第二東京弁護士会
仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、
年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00
13:00～17:00</td></tr>
</table>
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
○印紙税が別途必要となります。
○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

ＪＡあきがわ